



2026年5月21日

各位

会社名 SWCC株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 社長執行役員 小又 哲夫
(コード番号 5805 東証プライム)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長 西山 愛依子
(TEL. 044-223-0530)

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年5月21日開催の取締役会において、取締役の報酬制度の見直しを行い、従来の業績条件を付さない譲渡制限付株式報酬制度（以下、「非業績連動型株式報酬制度」といいます。）に加え、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年6月25日開催予定の第130期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

I. 取締役の報酬制度改定目的

当社は、より中長期的な企業価値との連動性を高めるための報酬体系のあり方について、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬委員会にて審議を重ねてまいりました結果、企業価値の持続的な向上を実現するため、株主総利回り（TSR）を指標とする本制度を導入すること等を決定しました。

II. 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬は、2019年6月26日開催の第123期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内。以下、「取締役報酬枠」といいます。）とご承認いただいております。また、2020年6月29日開催の第124期定時株主総会において、取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として、業績条件を付さない譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記取締役報酬枠の枠内で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付するため、年額80百万円以内（年100,000株以内）で金銭報酬を支給することにつきご承認をいただいております。

今般、当社の取締役の報酬制度に関する継続的な見直しの一環として、当社取締役と株主の皆様との更なる価値共有を進めるとともに、当社の中長期的企業価値の持続的向上に向けた適切なインセンティブを付与することを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、非業績連動型株式報酬に加え、新たに本制度を導入いたします。本制度は、当社の取締役会においてあらかじめ設定した数値目標に対する達成率等（以下、「目標達成率等」といいます。）に連動し、対象取締役に対する交付株式数が決定されるものです。

本制度では、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額及び株式数として、対象取締役に対し本制度に基づき株式交付のために支給する金銭報酬債権の総額は、従前の取締役金銭報酬枠とは別枠として年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含みません。）とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は非業績連動型株式報酬制度に係る上限株式数とは別枠として年10,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割

当を含みます。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とします。

なお、本制度の概要は以下のとおりです。

1. 本制度の概要

本制度は、原則として、連続した3事業年度を評価期間として、当社の目標達成率等[※]に応じた数の当社の普通株式を発行又は処分するための金銭報酬債権を支給します。対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けます。

ただし、当該金銭報酬債権の支給及び当社の普通株式の発行又は処分の前に、対象取締役が法令違反行為を行った場合その他当社の取締役会の定める一定の事由が生じた事実が判明した場合、当社は、当該対象取締役に対して、当該支給等を行わないものとします。

※ 2027年3月に終了する事業年度から2029年3月に終了する事業年度に係る目標達成率等の評価指標は、TSR(株主総利回り)評価とします。

2. 本制度における金銭報酬債権の額

(1) 支給する金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、本制度に基づき各対象取締役に対して最終的に交付する株式数(以下「最終交付株式数」という。)に、交付に係る取締役会開催の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下、「交付時株価」という。)を乗じることにより算定します。

$$\text{金銭報酬債権の額} = \text{最終交付株式数(下記(2))} \times \text{交付時株価}$$

(2) 最終交付株式数の算定方法

最終交付株式数は、予め役職ごとに定められたポイント数(支給率が100%となる場合に交付するポイント数とする。以下「基準ポイント数」という。)に評価に応じて算出される支給率を乗ずることにより算定します。

$$\text{最終交付株式数} = \text{①基準ポイント数} \times \text{②支給率}$$

① 基準ポイント数

基準ポイント数は以下の算定式により算定いたします。

$$\text{基準ポイント数} = \text{(ア) PSU 報酬基準額} \div \text{(イ) 基準株価}$$

※基準ポイント数の算出に際して、計算の結果、1未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

(ア) PSU 報酬基準額(一事業年度あたり)

PSU 報酬基準額は、評価期間毎に取締役会において定めるものとする。

(イ) 基準株価

評価期間開始日の属する月の前月における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均(小数点以下四捨五入)とする。

② 支給率

支給率は、評価期間中の目標達成率等に応じて0%から200%の範囲内で変動します。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の締結及び内容

当社及び対象取締役は、新株式の発行又は自己株式の処分に係る払込期日までに、以下の内容を含む割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結するものとします。

ただし、新株式の発行又は自己株式の処分に係る決議を行う取締役会開催日において、対象取締役が任期満了等の当社の取締役会が正当と認める理由により当社役職員のいずれの地位も有しない場合には譲渡制限を付さないものとします。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本株式」という。）に係る払込期日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 解除条件

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、対象取締役が保有する本株式の全部につき本譲渡制限を解除する。

③ 無償取得事由

対象取締役が譲渡制限期間中に法令、内部規程又は割当契約の違反その他の理由により、当社が本株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、本株式の全部を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により本株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

⑤ その他の事項

割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

<ご参考>

当社は本株主総会において本制度に係る議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員にも、本制度と同様の業績連動型株式報酬を導入する予定です。

以 上